

3 建具改修工事

13 オーバーヘッドドア [5.12.2~4]

セクション材料	耐風圧性能	開閉方式	収納形式	ガイドレールの材質
※ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ	・ 50 ・ 75 ・ 100 ・ 125 ・ ()	※ バランス式 ・ チューン式 ・ 電動式	・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形	・ ステンレス鋼板 (SUS304) ※ 溶融亜鉛めっき鋼板

電動式の場合は、障害物感知装置を設けるものとする

16 ガラス [5.13.2]

・ フロート板ガラス 厚さは、図示による
・ 型板ガラス 厚さ及び品種は、図示による
・ 網入板ガラス 厚さ及び品種は、図示による
・ 練入板ガラス 厚さ及び品種は、図示による
・ 合わせガラス 材料、厚さの組合せ、合計厚さ及び特性による種類は、図示による
・ 強化ガラス 材料による名称、呼び厚及び特性による種類は、図示による
・ 倍強度ガラス 材料板ガラスの種類及び厚さによる種類は、図示による

・ 熱線吸収板ガラス [5.13.2]

種類	厚さ(mm)	性能	色調
※ 熱線吸収フロート板ガラス ・ ()	・ ()	・ 1種 ・ 2種	・ ブルー ・ グリーン ・ ()

・ 複層ガラス [5.13.2]

種類	断熱性、日射熱遮へい性
・ 断熱複層ガラス ・ 日射熱遮へい複層ガラス	・ 1種、U1 ・ 2種、U2 ・ 3種、U3-1 ・ 4種、B4 ・ 5種、B5

・ 熱線反射ガラス [5.13.2~4]

種類	厚さ(mm)	日射熱遮へい性、耐久性	反射皮膜面	色調
・ フロート板ガラス ※ 熱線吸収フロート板ガラス ・ 平面強化ガラス ・ ()	・ 6 ・ 8 ・ 10 ・ 12	・ 1種、A類 ・ 2種、A類 ・ 2種、B類 ・ 3種、B類	※ 内面 ・ 外面	・ ブルー ・ ブロンズ ・ グレー ・ シルバー ・ ()

映像調整 ・ 行う ・ 行わない

ガラス溝の寸法等 ・ 図示による ・ 改修標準 図5.13.1による [5.13.3]

17 ガラス留め材 [5.13.2]

建具の種類	材種
アルミニウム製 鋼製、ステンレス製	※ シーリング材(SR-1) ※ シーリング材(SR-1) ・ ガスケット(グレイジングチャンネル形)

18 ガラスブロック積み [5.13.5]

JIS A 5212 による	表面形状	寸法	厚さ	色調	防火認定	備考
				・ クリア ・ カラー()	・ なし ・ 防火設備	表中に記載のない事項は、図示による

4 内装改修工事

6 パーティクルボード [6.5.2]

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ	備考

7 木材保存剤 [6.5.5]

木材保護剤(木材の防霉・防蟻処理)は、非有機リン系とする

・ 種類 ()
・ 品質 ()

8 軽量鉄骨天井下地 [6.6.2]

野線等の種類
屋内(※ 19形 ・ 25形) 屋外(・ 19形 ※ 25形)

野線受、吊りボルト及びピンサートの間隔(屋外)
・ 図示による [6.6.3]

野線の間隔 ・ 図示による ・ () [6.6.3]

既存の埋込みインサート ・ 使用する ・ 使用しない [6.6.4]
あと施工アンカーの引抜き試験 ・ 行う ・ 行わない [6.6.4]
吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法は、図示による [6.6.4]
吊りボルトの水平補強、斜め補強 [6.6.4]
天井のふとところが1.5m以上3.0m以下の場合 ※ 改修標準 6.6.4 による ・ 図示による [6.6.4]
天井のふとところが3.0mを超える場合 ※ 図示による [6.6.4]
耐震性を考慮した補強 ・ 行う(図示による) ・ 行わない [6.6.4]
屋外の軒天井、ピロティー天井等における耐風圧性を考慮した補強 ・ 行う(図示による) ・ 行わない [6.6.4]

9 軽量鉄骨壁下地 [6.7.2~3]

スタッド、ランナーの種類
・ 改修標準表6.7.1のスタッドの高さによる区分に応じた種類 ・ ()

10 ビニル床シート [6.8.2~3]

種類	JIS記号	色柄	特殊機能	厚さ	工法
・ 発泡層のないもの ・ 発泡層のあるもの	※ FS (複層ビニル床シート)	・ 無地 ・ マーブル柄	・ 帯電防止 ・ 耐動過重性 ・ 防汚性 ・ 耐薬品性	※ 2.0	※ 熱溶接 ※ 突付け

11 ビニル床タイル [6.8.2~3]

JIS記号	色柄	寸法	特殊機能	厚さ
・ FT (複層ビニル床タイル)	・ 無地 ・ 柄物	※ 300角 ・ 450角	・ 帯電防止 ・ 防汚性	※ 2.0 ・ 2.5 ・ 3.0
・ KT (コンポジションビニル床タイル)	・ 無地 ・ 柄物	・ 300角 ・ 450角	・ 帯電防止 ・ 防汚性	・ 2.0 ・ 3.0
・ FOA (重敷きビニル床タイル)	・ 無地 ・ 柄物	・ 300角 ・ 450角	・ 帯電防止 ・ 防汚性	・ ()

12 ビニル幅木 [6.8.2]

厚さ	高さ
※ 2.0	※ 60 ・ 75 ・ 100

13 カーペット敷き [6.9.2~3] [表6.9.2]

寸法	総厚さ	色柄	備考
・ 500角	・ 6.5	※ 無地 ・ 柄物	帯電防止及び防汚加工品

敷き方
平場 ※ 市松敷き ・ 模様流し ・ ()
階段部分 ・ 市松敷き ※ 模様流し ・ ()
取付け用付属品は、監督員との協議による

14 合成樹脂塗床 [6.10.2~3] [表6.10.1~2] [表6.10.4~7]

施工箇所	種別	工法	仕上げの種類
・ 弾性ウレタン塗床 ・ エポキシ樹脂系塗床			・ 平滑仕上げ ・ 防汚仕上げ ・ つや消し仕上げ
			・ 薄膜流し延べ ・ 厚膜流し延べ ・ 樹脂モルタル

15 フローリング張り [6.11.2~6] [表6.11.1] [表6.11.3] [6.11.6]

種類	工法	樹種	厚さ	大きさ	仕上げ
・ フローリングボード ・ フローリングブロック ・ モザイクパーケット	・ 釘留め工法(根太張り) ・ 釘留め工法(直張り) ・ 接着工法 ・ モルタル埋込み工法 ・ 接着工法	※ 桧 ・ なら	・ 15 ・ 12以上 ・ 12以上	・ 15 ・ 板長500以上	・ 塗装品 ・ 無塗装品
				・ 75 ・ 板長300以上	
				・ 75 ・ 板長300以上	
			・ 15	※ 303角 ・ ()	・ 塗装品 ・ 無塗装品
					・ 塗装品 ・ 無塗装品

接着工法の場合の継ぎ材 ・ 合成樹脂発泡シート ・ ()

4 内装改修工事

16 タイル張り [6.16.2]

伸縮調整目地の寸法 ※ 改修標準 3.7.3 による [6.16.2]
・ 図示による

タイルの種類 [6.16.3]

施工箇所	形状・寸法	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	再資源化	備考
		I類 II類 III類	珪酸 無釉	有 無	標準 特注	化 タイル	
試験張り	・ 行う	・ 行わない	見本焼き	・ 行う	・ 行わない		

壁タイル張りの工法 ※ 改修標準 表6.16.4 による [6.16.3] [表6.16.4]
・ ()

内装壁タイル接着剤張り [6.16.4] [表6.16.5]
・ 有機質接着剤(タイプI) 施工箇所(浴室)
・ 有機質接着剤(タイプII) 施工箇所(便所、湯沸室)

17 セルフレベリング材塗り [6.17.2] [6.17.3]

種類 (・ セッコウ系) ・ セメント系

18 仕上塗材仕上げ [6.17.2] [6.17.3]

・ 薄付け仕上げ塗材 (標準15.6.2) (標準表15.6.1)

呼び名	仕上げの形状	工法	備考
・ 内装薄塗材E ・ 内装薄塗材W	・ 砂壁状じゅらく ・ 京壁状じゅらく	吹付け	

・ 軽量骨材仕上げ塗材 (標準15.6.2) (標準表15.6.1)

呼び名	仕上げの形状	工法	備考
・ 吹付用軽量塗材E ・ こて塗用軽量塗材	・ 砂壁状 ・ 平たん状	吹付け こて塗り	

19 フリーアクセスフロア (標準20.2.2)

構造	寸法(mm)	高さ(mm)	耐震性能	所定荷重(N)	表面仕上げ材	床パネルの材質	構造材の材質	配線取り出しパネル	配線取り出し開口	空調用吹き出し(吸い込み)パネル	ローリング性能
・ パネル構造 ・ 溝構造	※ 450角以上600角以下	※ 100 ・ 110 (床版から仕上材天端までの寸法)	・ 1.0G ・ 0.6G	※ 3000 ・ 5000	※ タイルカーペット ・ 帯電防止床タイル	※ アルミ合金ダイカスト製、スチール製又は複合材等	・ アルミニウム製 ・ 鋼製(仕上げ)	フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合 ・ 20~30% ・ ()	・ パネル1枚につき、40mm×80mm程度の開口1箇所以上 ・ 図示による	・ なし ・ あり(形式及び施工箇所等は、図示による)	※ 適用しない ・ 適用する(適用室:)

20 可動間仕切 (標準20.2.3)

構造形式	構成基材の種類	スタッド	パネル	総厚さ(mm)	遮音性(dB)
・ スタッド式(内蔵) ・ スタッド式(露出) ・ パネル式 ・ スタッドパネル式	・ アルミ ・ スチール	・ 木質系 ・ スチール系 ・ ガラス系 ・ アルミニウム合金系	・ 木質系 ・ スチール系 ・ ガラス系 ・ アルミニウム合金系	※ 30以上 ・ () ※ 60以上 ・ ()	・ 0 ・ 12 ・ 20 ・ 28 ・ 36

21 移動間仕切 (標準20.2.4)

操作方法	圧縮装置	総厚さ(mm)	材質	表面仕上げ材	遮音性(dB/500Hz)
・ 手動式 ・ 電動式 ・ 部分電動式	・ プッシュ式 ・ ハンドル式	※ 60程度 ・ 100程度	・ 鋼板 ・ 鋼板張り	※ 焼付塗装 ・ 紙張り	・ 36未満 ・ 36以上

表面仕上げ材の厚さ ・ 0.6 ・ 0.8 ・ ()
パネル内に取り付ける建具 ・ あり(図示による) ・ なし

22 トイレブース (標準20.2.5)

表面材の種類	脚部の形状	形状	ドアエッジ	材質
※メラミン樹脂系化粧板 ・ ポリエステル樹脂系化粧板	※ 幅木タイプ	・ 標準 ・ R	・ アルミニウム製 ※ ステンレス製 ・ 表面材と同等	

23 視覚障がい者用床タイル

種類	寸法(mm)	厚さ(mm)
・ 塩化ビニル製 ・ 磁器質タイル ・ レンジコンクリート製	・ 300角	・ 7.0
・ 磁器質タイル ・ レンジコンクリート製	・ セット器質タイル ・ コンクリート製	

ブロックパターンはJIS T 9251による

24 階段滑り止め (標準20.2.6)

材種	幅(mm)	取付工法
・ ステンレス製(SUS304)	ビニルタイヤ入り ※ 35	※ 接着工法 ・ ()

25 床目地棒 (標準20.2.7)

床仕上げの異なる箇所には目地棒を入れる。
※ ステンレス製 □型(幅40程度 φ1.5)
※ ステンレス製 5×12 ・ 黄銅製 6×12

26 階段手すり

材種	表面仕上げ	直径(mm)	備考
・ タモ ・ ステンレスパイプ ・ 鋼製パイプ ・ ビニル製ハンドレール	・ クリアラッカー ・ HL ・ EP-G ・ SOP	・ 35 ・ 45 ・ ()	・ 1段手すり ・ 2段手すり 指づめ防止材共

27 ブラインド [2.3.1] [5.1.6] (標準20.2.12)

形式	※ 横型ブラインド	※ 縦型ブラインド
開閉方式	※ ギヤ式 ・ コード式 ・ 操作棒式	※ 2本操作コード方式
スラットの幅	※ 25 ・ 35 ・ ()	・ 80 ・ 100

4 内装改修工事

1 改修範囲 [6.1.3]

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲 ※ 図示による [6.1.3]
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 ※ 図示による [6.1.3]
天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 ※ 図示による [6.1.3]

2 既存床の撤去及び下地補修 [6.2.2]

ビニル床シート等の除去 [6.2.2]
※ 仕上材のみ(接着剤とも) ・ 下地モルタルとも (・ 図示による ・ 除去範囲全て)

合成樹脂塗床材の除去工法 [6.2.2]
・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法
改修後の床の清掃範囲 ・ 図示による () [6.2.2]

3 既存壁の撤去及び下地補修 [6.3.2]

間仕切り壁撤去に伴う他の構造体の補修
・ 改修標準 4.4.9 によるモルタル塗り ()

4 接着剤 [6.5.1] [表6.5.1]

ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆ ()
(帯電防止ビニル床タイル(重敷タイプ)の接着剤は、粘着はく離形とし、製造所の指定する製品とする)

5 木下地等 [6.5.5]

表面仕上げの程度 [6.5.1] [表6.5.1]
・ A種 ・ B種 ・ C種
防蟻処理 ・ 行う(適用範囲) ・ 行わない

福島県〇〇建設事務所建築住宅課
電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇
住所 〇〇市××町△△△1-1

建築士事務所名
設計者氏名

工事名称
図面名称 建築改修工事特記仕様書(2) 図面番号

内装改修工事	4	28 カーテン	<ul style="list-style-type: none"> 再使用する [2.3.1] [5.1.6] 新設する (20.2.14) (表20.2.1) <table border="1"> <thead> <tr> <th>形式</th> <th>開閉操作</th> <th>ひだの種類</th> <th>きれ地の種別 品質、特殊加工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・シングル ・ダブル</td> <td>・片引き ・引分け</td> <td>※ 手引き ・ひも引き ・電動</td> <td>・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ</td> </tr> </tbody> </table>	形式	開閉操作	ひだの種類	きれ地の種別 品質、特殊加工	・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	※ 手引き ・ひも引き ・電動	・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ	7 環境配慮(グリーン)改修工事	<p>※ 福島県吹き付けアスベスト改修工事共通仕様書による。</p> <p>1 石綿含有吹付け材の処理</p> <p>とりにわし工事前に先立ち、石綿含有吹付け材の除去工事を行う。 [9.1.1]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理工法</th> <th>施工場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※ 除去処理 ・ 封じ込め処理</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>建築物などの保全技術・技術審査証明事業により証明された業者及び工法とする。</p> <p>分析による石綿含有調査 ※ 行う ・行わない</p> <p>※ 測定点(図示による) ・ 監督員との協議による</p> <p>※ プラスチック2重袋による密封処理 [9.1.3(2)(4)] ・ ()</p> <p>石綿含有建材の取り扱いについては、石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令21号)を遵守すること。</p> <p>2 石綿含有成形板の処理等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・化粧せっこうボード</td> <td>・9.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ビニル床タイル</td> <td>・2.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>石綿含有成形板の種類等 [9.1.5]</p> <p>3 特別管理産業廃棄物管理責任者</p> <p>石綿含有建材の除去工事にあたっては、元請けとして特別管理産業廃棄物管理責任者を配置するとともに石綿予防規則関係法令に従い、適切に施工すること。ただし、石綿含有成形板の処理工事を除く。</p> <p>特別管理産業廃棄物責任者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第8項に基づく配置技術者 なお、主任技術者・監理技術者であることを要しない。</p> <p>4 断熱材</p> <p>外断熱及び断熱材打込み工法 [9.3.2] [9.5.2]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">・押出法ポリスチレンフォーム</td> <td>・保温板(2種b)</td> <td>・25</td> <td rowspan="3">・接合部分</td> </tr> <tr> <td>・保温板(3種b)</td> <td>・25</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・硬質ウレタンフォーム</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>既存外壁の処置 [9.3.3]</p> <p>下地面の清掃 ・ 行う</p> <p>下地面欠損部の改修工法 ()</p> <p>通気層 ・ 有 (厚さ) ・ 無</p> <p>・断熱材現場発泡工法 [9.5.3]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>断熱性</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・A種1</td> <td>・25</td> <td>※窓廻り等の断熱材補修部分、ルーフトレンドレンの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所</td> </tr> <tr> <td>・A種2</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・A種3</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・B種1</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・B種2</td> <td>・</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	処理工法	施工場所	※ 除去処理 ・ 封じ込め処理		種類	厚さ(mm)	備考	・化粧せっこうボード	・9.5		・ビニル床タイル	・2.0		種類	種別	厚さ(mm)	施工箇所	・押出法ポリスチレンフォーム	・保温板(2種b)	・25	・接合部分	・保温板(3種b)	・25	・		・硬質ウレタンフォーム	・			断熱性	厚さ(mm)	施工箇所	・A種1	・25	※窓廻り等の断熱材補修部分、ルーフトレンドレンの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所	・A種2	・		・A種3	・		・B種1	・		・B種2	・	
	形式	開閉操作	ひだの種類	きれ地の種別 品質、特殊加工																																																								
	・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	※ 手引き ・ひも引き ・電動	・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ																																																								
	処理工法	施工場所																																																										
※ 除去処理 ・ 封じ込め処理																																																												
種類	厚さ(mm)	備考																																																										
・化粧せっこうボード	・9.5																																																											
・ビニル床タイル	・2.0																																																											
種類	種別	厚さ(mm)	施工箇所																																																									
・押出法ポリスチレンフォーム	・保温板(2種b)	・25	・接合部分																																																									
	・保温板(3種b)	・25																																																										
	・																																																											
・硬質ウレタンフォーム	・																																																											
断熱性	厚さ(mm)	施工箇所																																																										
・A種1	・25	※窓廻り等の断熱材補修部分、ルーフトレンドレンの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所																																																										
・A種2	・																																																											
・A種3	・																																																											
・B種1	・																																																											
・B種2	・																																																											
29 カーテンレール	<ul style="list-style-type: none"> 再使用する [5.1.6] 新設する (20.2.14) <p>材質 ※ アルミニウム製及びアルミニウム合金の押出し成形板 (アルマイト仕上げ)</p> <p>・ ステンレス製</p> <p>形状 ・ 角形 ()</p>																																																											
30 カーテンボックス	<ul style="list-style-type: none"> 再使用する [5.1.6] 新設する <p>材質 ・ アルミニウム製既製品 (・ シルバー ・ 着色)</p> <p>・ 鋼製</p> <p>・ 木製</p>																																																											
31 コーナービート (壁ボード出隅保護金物)	<p>材質 ※ アルミニウム押出形材差込型 ()</p> <p>※ シルバー ()</p> <p>・ コーナー保護金物付きジョイントテープ</p>																																																											
32 天井見切縁	<p>材質 ・ アルミニウム押出形材 ※ 塩化ビニル製 ()</p> <p>施工箇所 ※ 図示による</p>																																																											
33 点検口	<table border="1"> <thead> <tr> <th>形式</th> <th>材質</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">天井</td> <td>・ アルミニウム製</td> <td>・ 450角</td> <td rowspan="2">・ 一般形</td> <td rowspan="2">・ 鍵付き</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・ 600角</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">床</td> <td>・ アルミニウム製目地</td> <td>・ 450角</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>・ ステンレス鋼製目地</td> <td>・ 600角</td> </tr> </tbody> </table>	形式	材質	寸法	形式	備考	天井	・ アルミニウム製	・ 450角	・ 一般形	・ 鍵付き	・	・ 600角	床	・ アルミニウム製目地	・ 450角			・ ステンレス鋼製目地	・ 600角																																								
形式	材質	寸法	形式	備考																																																								
天井	・ アルミニウム製	・ 450角	・ 一般形	・ 鍵付き																																																								
	・	・ 600角																																																										
床	・ アルミニウム製目地	・ 450角																																																										
	・ ステンレス鋼製目地	・ 600角																																																										
5 塗装改修工事	1 材料	<p>ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆ () [7.1.3]</p> <p>防火材料</p> <p>※ 屋内の壁、天井の塗装仕上げ材は防火材料とし、建築基準法に基づく基材同等の認定表示のあるものとする</p> <p>・ 次の箇所を除き防火材料とする (箇所:)</p>																																																										
	2 下地調整	図示による																																																										
	3 錆止め塗料塗り	図示による																																																										
	4 塗装	図示による																																																										
6 耐震改修工事 共通事項	1 (一般事項) 適用範囲	<p>工事内容 [8.1.1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 鉄骨プレースの設置工事 柱補強工事 (溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法) 柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法) 柱補強工事 (連続繊維補強工法) 耐震スリット新設工法 免震改修・制震改修工事 <p>工事種別 [8.1.1] [8.1.2]</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工調査 (施工計画調査、施工数量調査、調査のための破壊部分の補修) 撤去工事 (設備機器配管及び仕上げの取り壊し、撤去 (下地の一部又は全てを含む)、構造体のはつり) 鉄筋工事 あと施工アンカー工事 コンクリート工事 鉄骨工事 グラウト工事 連続繊維補強工事 スリット新設工事 免震改修、制震改修工事 																																																										
	3 施工数量調査	<p>(1.2.2) (1.2.4) (1.3.1)</p> <p>施工数量調査 [1.2.2][1.2.4][1.3.1][1.5.2]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>記録事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 図示による</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	記録事項等	・ 図示による																																																						
	項目	内容	記録事項等																																																									
	・ 図示による																																																											
	4 各工事	各工事については、別紙による。																																																										
	5 圧縮強度試験	<p>公的機関でコンクリートの材齢28日圧縮強度試験を行う建築物・その部位等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物名</th> <th>部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※ 躯体</td> <td>()</td> </tr> </tbody> </table>	建築物名	部位	※ 躯体	()																																																						
建築物名	部位																																																											
※ 躯体	()																																																											
6 コンクリート貫通・はつり・穿孔	<p>(1) 貫通、はつり又は穿孔する箇所は、事前に金属探知機による鉄筋・埋設物(電線類・配管類)の調査を行うこと。</p> <p>(2) 金属探知機による調査で判断できなかった場合は、X線内部探査(撮影)等による調査について監督員と協議すること。</p> <p>(3) 金属探知機及びX線内部探査(撮影)等による調査が困難な場合は、休日等に関係設備を停止し不測の事態を想定した上での施工など、対応方法について監督員と協議の上、施設管理者に報告すること。</p>																																																											

8 その他

1 揮発性有機化合物の室内濃度の測定
1)対象揮発性有機化合物(VOC)
2)測定室
3)測定方法

2 果産材・地域材の活用
1)木工事
2)木造工事
3)石工事
4)その他()工事

下記の室内揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告する。

- ホルムアルデヒド
- アセトアルデヒド
- トルエン
- キシレン
- パラジクロロベンゼン
- スチレン
- エチルベンゼン

※簡易測定法による。

VOCの種類	測定方法
※ホルムアルデヒド	検知紙法・検知管法・定電位電解法・吸光度法・パッシブ型採取
※トルエン※キシレン※スチレン※エチルベンゼン	パッシブ型採取

※厚生労働省の標準的測定方法による。

VOCの種類	採取方法	測定方法
ホルムアルデヒド	DNPH誘導体化固相吸着/溶媒抽出	高速液体クロマトグラフィー
アセトアルデヒド	固相吸着/溶媒抽出法	()
トルエン	固相吸着/溶媒抽出法	()
キシレン	固相吸着/加熱脱着法	()
パラジクロロベンゼン	容器採取法	()
スチレン	()	()
エチルベンゼン	()	()

10 施工条件

1 工程関係
※調整無し
・別途工事との工程調整が必要有り
調整項目
・資材等の流用
・施工順序の調整
・仮設及び工事用道路等の調整
・建設機械等の調整
・図示による
・その他()

2 施工時期
施工時間
施工方法
※制限無し
・制限有り
・制限する工程名()
・施工時期(・土日祝日のみ・図示による・その他())
・施工時間(・夜間のみ・時～時まで・図示による)
・施工方法()

3 施工順序
※施工順序の指定無し
・施工順序の指定有り
※図示による
() → () → () → ()

4 利用平行改修
※利用平行改修による制限無し
・利用平行改修による制限有り
※対象エリア等は図示による

5 他機関との協議
協議が必要な機関名()
協議完了見込み時期()

6 工事用地
・下記以外は図示等による。
(1) 工事車両の駐車場 (※構内・())
(2) 資材置き場 (※構内・())
(3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (※構内・())

7 公害対策
※施工方法の制限無し
・施工方法の制限有り
・騒音
・振動
・水質
・粉じん
・排出ガス
・その他()
・施工方法等
・指定工法名()
・別途協議による
・図示による

8 安全対策
・事業損失防止に関する調査
・騒音測定
・振動測定
・水質調査
・近隣家屋の事前・事後調査
・地盤沈下測定
・その他()
・調査箇所
・図示による
・別途協議
・調査時期
・図示による
・別途協議

9 その他
※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。
※当該工事現場を使用した技術研修会等の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。

10 施工条件

別表-1の記入上の注意:「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には・を○に変え、※を・に変えること。また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。」

別表-1 設備工事との工事区分表

機器の基礎	電気関係	機械関係	工事内容				
			建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他	
機器の基礎	配電盤・制御盤の基礎 屋内 屋外 屋上 自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く) テレビアンテナ基礎() 避雷針の基礎()	※	※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
	機 械 関 係 屋内設備(梁台、アンカーボルトを除く) 屋上設備() 屋外設備()	※	※	※	※	※	※
				※	※	※	※
				※	※	※	※
				※	※	※	※
				※	※	※	※
開 口 部	梁台、アンカーボルト 特記した基礎	※	※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
点 検 口 外部取付ガラリ 湯沸釜のフード 換気扇の取付枠 流し台 防 油 堤 床下水槽のマンホールふた 屋外排水管 雨水立管(たてどい) トイレ手すり 化粧鏡(衛生器具まわり) はめ込洗面器用カウンター(前板) ガスボンベ転倒防止用の鎖	※	※	※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
電気配管配線	自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と 操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ 防火扉レリーズ 電極棒 配線ビッド及びふた 機器などへの接続(1次側) 機器付属の制御盤以降の2次側の配線配管(接地共) 機器付属の制御盤への電源供給配管配線 自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線 自動制御盤と動力盤との制御回路の渡り配管配線 天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器 と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管(接地共) 天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器 と付属操作スイッチと、その渡り配線 個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線(接地共) 煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線 小機器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線	※	※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
ガス漏れ検知器 電 気 錠 エレベーター出入口三方弁(金属製) エレベーター出入口三方弁(石製) シャワーユニット、バスユニット、洗濯機パン システム天井 消火器ボックス 自動制御設備関連のインバーター装置及び盤 自動制御設備関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)	※	※	※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	
			※	※	※	※	

9 東日本大震災の復興・復興事業における積算方法等

1 資材調達
次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。

資材名	規格	調達地域等

2 労働者確保
(1) 本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労働管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方針に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づき金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する(労働者確保に関する積算方法の試行工事)である。
管理費(共通仮設費における仮設建物費):労働者送迎費・宿泊費・借上費
労働管理費:募集及び解散に要する費用・資金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・補正工事に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

(2) 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。
1) 共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(管理費):設計書に積上げ計上された金額
2) 現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労働管理費)の割合: %

(3) 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(5) 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。
なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。

(6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

(7) 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

 福島県建築関係工事特記仕様書	福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1		建築士事務所名	工事名称
	設計年:令和〇〇年〇〇月	設計者氏名	印	図面名称

<p>現場環境改善 → 快適トイレの設置</p>	<p>1 内容</p> <p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事現場毎に設置するトイレのうち男女別1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。(12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】</p> <p>(1) 洋式(洋風)便座 (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置含む) (3) 臭い逆流防止機能 (4) 容易に開かない施錠機能 (5) 照明設備 (6) 衣類掛け等のフック、又は荷物のおける棚(耐荷重を5kg以上とする)</p> <p>【付属品として備えるもの(全項目必須)】</p> <p>(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置) (10) 鏡と手洗器 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品(任意)】</p> <p>(12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m²以上ではない。幅・奥行き各900mm以上) (13) 換気装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等)</p> <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したものを添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>2 設置に要する費用</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。月額の実費がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>	<p>13 準備期間確保工事</p> <p>1 準備期間確保工事</p> <p>2 フレックス工事</p> <p>3 着工届の提出</p> <p>4 コリンズの登録</p> <p>5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係</p> <p>6 その他</p> <p>14 再生資源利用(促進)計画</p> <p>1 再生資源利用計画書</p> <p>2 再生資源利用促進計画書</p>	<p>準備期間確保工事における事務処理要領</p> <p>この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(〇〇日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p>フレックス工事執行要領</p> <p>この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。</p> <p>着工届は、着工後速やかに提出すること。</p> <p>受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第 10 に基づき、提出すること。</p> <p>準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事)</p> <p>工事の始期までの着工前準備期間、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工前準備期間に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)</p>	<p>15 総合評価方式における技術提案書の確認</p> <p>1 内容</p> <p>※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について</p> <p>総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。</p> <p>なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。</p> <p>確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2.様式 第8号様式(確認書)」を用いることとし、監督員へ提出の上確認を受けることを原則とする。</p> <p>また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。</p>	<p>12 (1)工期・工程等</p> <p>・ 猛暑による作業不能日数</p> <p>本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。</p> <p>i) 作業不能日数：●日間</p> <p>ii) 上記 i) は、環境省が公表する東北地方●●※1(福島)地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和●●年～●●年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和 63年法律第 91 号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものの5年分を平均したもの。</p> <p>iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点における WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したものの(小数点以下 第一位を四捨五入する。))が i) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</p> <p>※1 下表の観測地点を記入(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設事務所管内</th> <th>観測地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>茂庭, 栗川, 福島, 鷲倉, 二本松</td> </tr> <tr> <td>県中</td> <td>船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>白河, 東白川</td> </tr> <tr> <td>会津若松</td> <td>金山, 若松</td> </tr> <tr> <td>喜多方</td> <td>松原, 喜多方, 西会津, 猪苗代</td> </tr> <tr> <td>南会津</td> <td>只見, 南郷, 田島, 松枝岐</td> </tr> <tr> <td>相双</td> <td>相馬, 飯館, 浪江, 川内, 広野</td> </tr> <tr> <td>いわき</td> <td>山田, 小名浜</td> </tr> </tbody> </table>	建設事務所管内	観測地点	県北	茂庭, 栗川, 福島, 鷲倉, 二本松	県中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川	県南	白河, 東白川	会津若松	金山, 若松	喜多方	松原, 喜多方, 西会津, 猪苗代	南会津	只見, 南郷, 田島, 松枝岐	相双	相馬, 飯館, 浪江, 川内, 広野	いわき	山田, 小名浜
	建設事務所管内	観測地点																					
県北	茂庭, 栗川, 福島, 鷲倉, 二本松																						
県中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川																						
県南	白河, 東白川																						
会津若松	金山, 若松																						
喜多方	松原, 喜多方, 西会津, 猪苗代																						
南会津	只見, 南郷, 田島, 松枝岐																						
相双	相馬, 飯館, 浪江, 川内, 広野																						
いわき	山田, 小名浜																						
<p>福島県建築関係工事特記仕様書</p>	<p>福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△1-1</p> <p>設計年: 令和〇〇年〇〇月</p>	<p>建築士事務所名</p> <p>設計者氏名</p>	<p>工事名称</p> <p>印</p>	<p>図面名称</p> <p>建築改修工事特記仕様書(5)</p> <p>図面番号</p>																			

